



商工会マンスリー4月号

池田町商工会
会員数 549件(30.3.31現在)
TEL 45-8000 FAX 45-8186
E-mail: ikeda@ml.gifushoko.or.jp

経営

小規模事業者持続化補助金の公募開始のお知らせ

小規模事業者持続化補助金とは、持続的な経営に向けた経営計画に基づく小規模事業者の地道な販路開拓（創意工夫による売り方やデザイン変更等）などの取り組みを支援するため、それに要する経費の一部を補助するものです。

☆募集期間：平成30年3月9日（金）～平成30年5月18日（金）まで

補助対象者	商工会地区で事業を営む小規模事業者 ※小規模事業者とは 卸売業・小売業・・・常時使用する従業員の数 5人以下 サービス業（宿泊業・娯楽業以外）・・・常時使用する従業員の数 5人以下 サービス業のうち宿泊業・娯楽業・・・常時使用する従業員の数 20人以下 製造業その他・・・常時使用する従業員の数 20人以下
補助対象事業	経営計画に基づき、商工会の支援を受けながら行う、小規模事業者による創意工夫を凝らした地道な販路開拓あるいは販路開拓とあわせて行う業務効率化（生産性向上）
補助率等	原則1件あたりの補助上限額50万円（補助率3分の2） ※以下の場合、補助上限額が100万円に引き上がります。 ①従業員数の賃金を引き上げる取り組みを行う事業者 ③海外展開の取り組み ②買い物弱者対策の取り組み ※原則として個社の取り組みが対象ですが、複数の小規模事業者が連携して取り組む共同事業も応募可能（補助上限が100万円～500万円）
補助対象経費	①機械設置等費 ②広報費 ③展示会等出展費 ④旅費 ⑤開発費 ⑥資料購入費 ⑦雑役務費 ⑧借料 ⑨専門家謝金 ⑩専門家旅費 ⑪車両購入費 ⑫設備処分費 ⑬委託費 ⑭外注費

補助対象となり得る取組事例のイメージ

- ①新たな販促用チラシの作成、配布
- ②新たな販促用PR（マスコミ媒体での広告、ウェブサイトでの広告）
- ③商談会、見本市への出展（海外の商談会・展示会含む）
- ④店舗改装（小売店の陳列レイアウト改良、飲食店の店舗改修を含む）
- ⑤商品パッケージ（包装）の改良
- ⑥ネット販売システムの構築
- ⑦移動販売、出張販売
- ⑧新商品の開発
- ⑨景品、販促品の製造、調達 など ※詳しくは公募要領をご覧ください。



ご相談は商工会まで

申請に際しては最寄りの商工会による確認書類が必要となります。最寄りの商工会で所定事項を記入した添付用紙を得た後、併せてご提出ください。

※確認書類の発行には日数を要しますので余裕をもってお越しください。



経営

エキスパート・バンク事業 ～ お気軽にご相談ください～

経営・生産・技術・販売促進等の課題を抱えている小規模事業者の方々を対象に、専門技術や知識を持つエキスパート（専門家）を事業所へ派遣し、具体的・実践的な指導を実施します。

☆こんな時にご活用ください。（相談・ご希望の方は、商工会事務局まで）

- ①生産設備ラインの改善見直し支援
- ②経営計画を主体とした経営改善策支援
- ③特許権、商標権の取得方法に関する支援
- ④ホームページの作成支援
- ⑤工業機械の配置レイアウト改善支援
- ⑥店舗レイアウト及び販売促進方法に関する支援
- ⑦新規メニューの開発支援
- ⑧就業規則の作成支援 など

☆相談料・指導日数 1回目は無料 2回目以降は有料（1/3）となります

☆オプション、材料代、書類作成費等は実費負担となります

☆指導日数は、1企業につき1事業年度3回以内となります。

情報

商工会の『WEBセミナー』を利用して経営に役立てよう

WEBセミナーは、インターネットで映像コンテンツを視聴することにより、様々な経営情報が取得できるサービスです。何時でも、何処でも、好きなだけご利用いただけます。

【ご利用方法】

- ①池田町商工会のホームページに貼られたバナーをクリック。
- ②専用IDとパスワードを入力します。
- ③250タイトル以上のセミナーが無料で視聴可能。

ログインID	4041	パスワード	4041
--------	------	-------	------

金融

金利情報（日本政策金融公庫）

平成30年3月31日現在

制度名	利率(年)	貸付限度額	貸付期間	備考
マル経	1.11%	2,000万円	運転7年以内(据置1年以内) 設備10年以内(据置2年以内)	無担保・無保証人 商工会長の推薦が必要
普通貸付	※	4,800万円	運転5年以内(据置1年以内) 設備10年以内(据置2年以内)	※お使いみち、ご返済期間・担保・保証人の有無によって異なる利率が適用されます。

労働

労働保険年度更新による書類提出について！

労働保険の確定申告の時期となりました。委託事業所の皆様には下記書類の提出をお願いいたします。

☆提出書類：「労働保険料算定基礎賃金等の報告」、建設業の方は「一括有期事業総括表」

☆提出場所：池田町商工会

☆提出期限：平成30年 4月26日（木）厳守

※注意点 ・雇用保険の被保険者の確認をして下さい。 ・賃金等報告の業種欄は必ず記入して下さい。
・特別加入の希望日額は必ず記入して下さい。

☆高年齢者の雇用保険料免除：平成29年度の確定保険料は、平成29年4月1日現在満64歳以上の被保険者（昭和28年4月1日以前に生まれた方）が免除の対象となります。（短期雇用者・日雇労働者は対象外）

☆一括有期事業報告及び総括表：1年間の元請工事明細を記入して下さい。

期間は平成30年3月31日までに終了した工事、請負金額は消費税を除いた金額。

元請工事内容によって保険率が異なりますので各項目ごとに記入。



4月・5月の金融相談日

（株）日本政策金融公庫では、事業資金の円滑な融資のため毎月第2火曜日に金融相談日を開設します。融資申込みに限らず現有借入金の借替え、返済条件の変更等どんな相談でもOK。

相談をご希望の方は、面接時間調整のため、事前に商工会事務局までご連絡下さい。

- (1)と き 4月10日（火）・5月8日（火） 午前10時～正午まで
- (2)と ころ 揖斐川町商工会館 2階研修室

行事

行事予定

4月 5日（木）	青年部監査会・新旧常任委員会	4月23日（月）	商工会理事会
4月19日（木）	女性部霞間ヶ溪清掃奉仕活動	4月26日（木）	青年部通常総会

☆商工会員さんの事業所名、住所、代表者名などに変更があった場合はお早めにご連絡ください☆